

地域のデジタル化に関する提言

デジタル社会を推進し、豊かで暮らしやすい地域を実現するため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. デジタル社会の実現に不可欠な基盤である5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、すべての国民が、あまねくデジタル化の恩恵を享受するため、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないよう地域の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。
また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対する財政措置等を講じること。
2. デジタルデバイド対策について、デジタル活用に関する国民の理解を深めるため一層の周知を図るとともに、独自の取組を行う都市自治体への必要な支援を行うこと。
3. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対して十分な財政措置を講じること。
4. 都市自治体が運営するケーブルテレビ局の経営の安定を図るため、支援措置等を講じること。
5. 都市自治体におけるテレワークは、効率的な行政運営や働き方改革、災害発生時における機動的な対応等につながるものであることから、引き続き、その導入を支援すること。
6. ガバメントクラウドの接続回線となるLGWANの利便性向上のため、必要となる帯域の確保及び利用しやすい接続料金となるよう必要な支援を行うこと。